

一般社団法人日本ボーイスカウト千葉県連盟 トレーニングチームの運営に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本ボーイスカウト千葉県連盟（以下「本連盟」という。）による指導者養成機関を、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下「日本連盟」という。）教育規程（以下「教育規程」という。）8-17の規定に基づき設置し、その運営等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 日本ボーイスカウト千葉県連盟トレーニングチーム（以下「トレーニングチーム」という。）と称する。

(業務)

第3条 トレーニングチームの担当業務は、次のとおりとする。

- (1) 本連盟が主宰する各種の訓練機関の運営及び訓練方法に関する指導研究
- (2) 各種指導者訓練に関わる調査研究及び開発に関する事項
- (3) 日本連盟及び他の県連盟等が開催する指導者養成機関の運営協力に関する事項
- (4) その他、指導者訓練に関する事項

(トレーニングチームの構成)

第4条 トレーニングチームは、教育規程施行細則8-16-6の規定に基づき委嘱されたリーダー・トレーナー及び副リーダー・トレーナー（以下「トレーナー」という。）並びに第7条の規定によりトレーニングスタッフとして委嘱された者及び第8条の規定により再任用された者をもって構成する。

2 トレーニングチームを構成する者をトレーニングチーム員と称する。

3 トレーニングチームを統括するディレクターを置き、副ディレクターを若干名置く。

(トレーニングスタッフコースへの参加資格)

第5条 トレーニングスタッフは、指導者訓練に携わるための適性を有するとともに、ふさわしい品性と経験を有する加盟員であって、第3条に規定する業務のいずれかを分担する奉仕能力を有し、次に定める要件を満たしていること。

- (1) 年齢は、25歳以上60歳以下の者
- (2) 活動的な成人指導者としてウッドバッジの伝達後、概ね1年以上経過している者
- (3) ウッドバッジの伝達後、ウッドバッジ研修所の奉仕員として1回以上奉仕をした者又は速やかに奉仕ができる者
- (4) トレーニングスタッフコースへの推薦は、団、地区の意見を参考に地区コミッショナーが行う。
- (5) 参加許可については、県コミッショナー、指導者養成委員長及びディレクターが協議のうえ決定する。

(トレーニングスタッフコース)

第6条 本連盟におけるトレーニングスタッフコースは、第5条に規定する要件を満たす者を対象にし、参加者が日本連盟及び本連盟の訓練方針と訓練体系を知り、各種の指導者訓練、特に導入訓練及び基礎訓練を行う心構えと技能を修得することを目的に開設する。

- 2 トレーニングスタッフコースのカリキュラムは、県コミッショナー、指導者養成委員長及びディレクターの協議により別に定める。

(トレーニングスタッフの委嘱と任期)

第7条 トレーニングスタッフは、選考結果に基づき、理事会の承認を得て、連盟長が委嘱する。

- 2 トレーニングスタッフの任期は、委嘱された年の翌々年の3月31日までとする。ただし、65歳に達する者は当該年度の3月31日までとする。

- 3 トレーニングスタッフの継続委嘱については、次に定める要件を満たしていること。

(1) 前項に規定する任期に、定型訓練に2回以上奉仕していること。

(2) 本連盟が開催する訓練に奉仕していること。

(3) 第13条に規定する研究集会に参加していること。

(4) 前各号に掲げる要件を満たしていない場合は、ディレクターが面談し、県コミッショナーと協議し判断する。

(再任用)

第8条 県コミッショナーは、前条第2項ただし書きの規定により定年したトレーニングスタッフについて、当該年度の3月31日における年齢が70歳に達するまでの間は、再任用を依頼し、第3条に掲げる業務の全部又は一部を担当させることができる。

- 2 再任用の任期は、委嘱された年度の3月31日までとする。

- 3 ディレクターは、県コミッショナー及び指導者養成委員長との協議により再任用しようとするトレーニングスタッフを選考し、当該トレーニングスタッフとの面談を行いその結果を県コミッショナーに報告する。

- 4 再任用するトレーニングスタッフの委嘱については、前条第1項の規定を準用する。

(ディレクター等の委嘱)

第9条 ディレクター及び副ディレクターは、教育規程施行細則8-17-1の規定に基づき、トレーナーの中から、県コミッショナー及び指導者養成委員長が協議し、理事会の承認を得て連盟長が委嘱する。

(ディレクター等の任期、任務及び名称)

第10条 ディレクター及び副ディレクターの任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 ディレクターは、トレーニングチームを主宰する。

- 3 副ディレクターは、ディレクターから分任された事項を担当するとともに、ディレクターを補佐し、ディレクターに事故あるとき又は欠けたときは、これを代理する。

- 4 ディレクター及び副ディレクターをディレクターチームと称する。

(トレーニングスタッフ選考)

第11条 トレーニングスタッフは、第6条に規定するトレーニングスタッフコースを修了した者の中から、選考する。

- 2 選考の手続は、次のとおりとする。

(1) 県コミッショナーがディレクターの意見を参考にして選考する。

(2) 選考は、候補者の所属する団及び地区の意見を参考とする。

(3) 県コミッショナーは、選考の結果を理事会に報告する。

(トレーナーの推薦等)

第12条 県コミッショナーは、トレーニングスタッフの中から教育規程施行細則8-16-1-A

に定めるところにより副リーダートレーナーコースに参加させる者を決定する。

2 県コミッショナーは、副リーダートレーナーの中から教育規程施行細則 8-16-1-A に定めるところによりリーダートレーナーコースに参加させる者を決定する。

3 前 2 項に規定するコースの参加推薦については、理事長がこれを行う。

4 トレーナーの新規委嘱及び継続委嘱に際し、日本連盟から本連盟に対して意見を求められた場合は、県コミッショナーが指導者養成委員長及びディレクターと協議のうえ意見を述べる。

(トレーニングチーム員の研修)

第 13 条 トレーニングチーム員は、資質の向上を図るために自己研修に励むとともに、トレーニングチーム研究集会に参加しなければならない。

(標章)

第 14 条 トレーニングチーム員は、本連盟が定める標章を着用する。

(休務、復帰及び辞任)

第 15 条 トレーニングスタッフは、第 7 条第 2 項に規定する任期中にやむを得ない事由により、休務、復帰及び辞任することができる。

2 前項の規定により、休務、復帰及び辞任する場合は、次のとおりとする。

(1) 自己の都合により休務又は辞任を申請する場合は、団委員長の同意を得て地区コミッショナーを経由しディレクターに申請書を提出する。

(2) 休務の期間が 4 年以内において、休務の事由が解消し復帰する場合は、団委員長の同意の上、地区コミッショナーを経由しディレクターに申請書を提出する。

(3) 前項の規定において、休務が解消された際には、トレーニングスタッフコースを再履修することにより復帰できる。

(4) 休務期間が 4 年を超えた場合は、辞任とする。

3 トレーナーについては、前項第 2 号及び第 4 号の休務期間について、教育規程施行細則 8-16-8-B に規定する 6 ケ年と読み替えるものとし、同項第 1 号及び第 3 号は適用する。

4 トレーニングチーム員は、休務中であっても、トレーニングチーム員としての技術等の基準を維持するため自己研修を継続し、第 13 条に規定する研究集会に参加しなければならない。

(作業チーム)

第 16 条 ディレクターは、第 3 条に規定する業務を遂行する際に、特に研究及び作業を必要とする場合には、トレーニングチーム内に作業チームを設置することができる。

2 作業チームを組織する際は、次のとおりとする。

(1) チーム主任、チーム員及び有識者をもって構成する。

(2) 前号のチーム主任及びチーム員については、ディレクターが選任し委嘱する。

(3) 前 1 号に規定する有識者については、ディレクターが推薦し、理事会の承認を得て、本連盟理事長が委嘱する。

(4) 作業チームの任期は、作業チーム設置の都度、ディレクターが定める。

(事務)

第 17 条 トレーニングチームの事務は、ディレクターチームがこれを行う。

(改廃)

第 18 条 本規則の改廃は、理事会の承認をもって行う。

附 則

この規則は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。